

現場説明書

- | | | |
|----|---------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 令和8年度こころの健康センター吸収式冷温水機更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | } 入札公告兼入札説明書による |
| 3 | 入 札 日 時 ・ 場 所 | |
| 4 | 入 札 条 件 | |
| 5 | 支 払 条 件 | } 群馬県建設工事執行規程による。 |
| 6 | 完 成 期 日 | |
| 7 | 質 問 書 | 入札公告兼入札説明書による。 |
| 8 | 工 事 費 内 訳 書 | 1) 入札時の工事費内訳書の提出については、工事内訳、種目別内訳及び科目別内訳までとする。ただし、入札参加者は発注者から求めがあった場合には、細目別内訳まで提出するものとする。
2) 契約後の工事費内訳書の提出については、契約後1ヶ月以内に細目別内訳まで記載した請負代金内訳書を電子データにて提出すること。（入札の際、既に提出してある場合を除く。） |
| 9 | 収 納 書 の 提 出 | 建設業退職金共済組合制度に加入し、工事請負代金額1,000万円以上の工事については、契約後「1ヶ月以内」に収納書を提出すること。ただし、労働者が退職金制度が完備された会社組織に属している場合や、その他合理的な理由があれば、収納書未提出理由書を提出し、受理された場合は、この限りでない。 |
| 10 | 火 災 保 険 等 | 契約約款第58条の火災保険等の付保について
1) 保険の種類は、「建設工事保険」とする。ただし、建設工事保険に加入できない場合に限り「組立保険」で対応すること。
2) 工事現場に受注者が複数いる場合、各々保険に加入すること。ただし、工事現場を同一とする受注者のうち、一者を代表者として保険契約者となし、個々の請負工事を包括付保し、被保険者を個々の受注者としてもよい。
3) 付保期間は、工事着工時から引渡し完了の日の翌日までとする。
（完成期日に「概ね30日」を加算した日付を目安とする。） |
| 11 | 諸官庁への手続き | 受注者が行い、費用は受注者負担とする。 |
| 12 | 工事实績データ登録 | 受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に（工事請負代金のみ場合は原則変更登録不要）、完了時は完成検査合格後10日以内に「(一財)日本建設情報総合センター 工事实績情報システム (CORINS)」に、建設実績情報をオンライン登録しなければならない。（建設工事必携Ⅰ（契約・仕様書編）群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-5 コリンズ (CORINS)への登録参照） |
| 13 | 下 請 契 約 等 | 1) 下請契約は、文書で締結するものとし、「建設工事標準下請契約約款」又はこれに準拠するものを原則とし、これにより難い特別な事情がある場合においても、少なくとも次の事項を明記した文書で契約を締結すること。
（イ）工事名 （ロ）工事場所 （ハ）工期 （ニ）請負代金
（ホ）請負代金の支払時期及び方法（前払金、部分払及び完成払における現金、手形の割合、手形のサイト等）
2) 工事の受注者は、現場における工事着手までに、「施工状況報告書」（群馬県建設工事適正化指導要綱（以下、「要綱」という。）様式第1号）により下請契約について報告すること。
3) 工事の受注者は、その工事の一部について下請契約を締結したときは、監督員の指示する時期に、「施工体系図（要綱様式第2号）の写し」、「施工体制台帳（要綱様式第3号）の写し」により下請契約について報告すること。
4) 工事の受注者が社会保険未加入建設業者と下請契約を締結した場合は、監督員の指示する時期に、「社会保険未加入建設業者と下請契約を締結したことに係る理由書（要綱様式第4号）」により当該下請契約を締結した理由を報告すること。
5) その他要綱で規定する下請契約を確認するためものについて、監督員の指示する時期に報告すること。 |
| 14 | 工 事 範 囲 | 設計図書に記載されているすべての工事とし、構造上、意匠上特に必要と認められる場 |

合は監督員の指示により施工すること。

なお、軽微な変更については、受注者負担とする。

15 設計照査 受注者は、契約締結後、直ちに契約約款第18条に基づく設計照査を行い、その結果を監督員に報告すること。図面及び工事費内訳書に記載が無くとも、必要な機能を有するために行うべき工事があれば積極的に提案すること。

16 工事対象物の管理 工事完成検査より、引渡しまでの管理は受注者が行うこと。

17 工事看板 公衆の見やすい場所に別紙様式による工事看板を設置すること。

18 残土・産業廃棄物関係 1) 本工事は、可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。
2) 解体等の方法は「建築物解体工事共通仕様書（国交省大臣官房官庁営繕部監修）」による。
3) 受注者は、建設副産物の扱いの有無にかかわらず、請負金額100万円以上の工事の実施に当たって建設副産物に係る「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」のデータ登録を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。
4) 受注者は、~~本工事にて建設発生土を100m³以上搬出する場合、「群馬県土木工事標準仕様書別記様式第1-2号により、搬出前に、搬出先市町村の建設発生土担当課（係）へ、建設発生土に関する情報をFAX又は郵便等で提供すること。~~
~~なお、情報提供後、その写しを監督員へ提出しなければならない。~~

~~19 県内産資材 1) 群馬県内産材が特記仕様書に明記されている資材については優先して使用する。――
2) 明記されている資材に関し、県外産を使用する場合には、その理由を付した材料使用承認願いを事前に監督員に提出し、監督員の承諾を得ること。~~

20 技能士 受注者は、特記仕様書に適用の指定がない職種及び作業の種別において、施工品質の確保を図るため、1級技能士又は単一等級の資格を有する者の活用に努めるものとする。

~~2-1 室内化学物質濃度測定 1) 設計図書に記載されているほか、原則として、室内化学物質（VOC）濃度の測定結果が基準値以下であることを確認後に引き渡しを行う。――
2) 原則として、測定室数は「全居室（全住戸）の10%以上かつ、3室以上（県営住宅は各住戸2室以上）」とし、測定室の位置等は監督員と協議し決定する。――
3) 基準値、測定方法は下表のとおり。――~~

	県営住宅	学校	その他	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	○	○	○	100μg/m ³ (0.08ppm)
トルエン	○	○	○	260μg/m ³ (0.07ppm)
キシレン	○	○	○	870μg/m ³ (0.20ppm)
エチルベンゼン	○	○	○	3800μg/m ³ (0.88ppm)
スチレン	○	○	○	220μg/m ³ (0.05ppm)
ナフthalen		※	※	240μg/m ³ (0.04ppm)
吸引方式	○	○	○	測定方法
拡散方式				測定方法
パージ方式	○	○	○	測定方法

――※特段の事情がある場合は、検査を行う。――

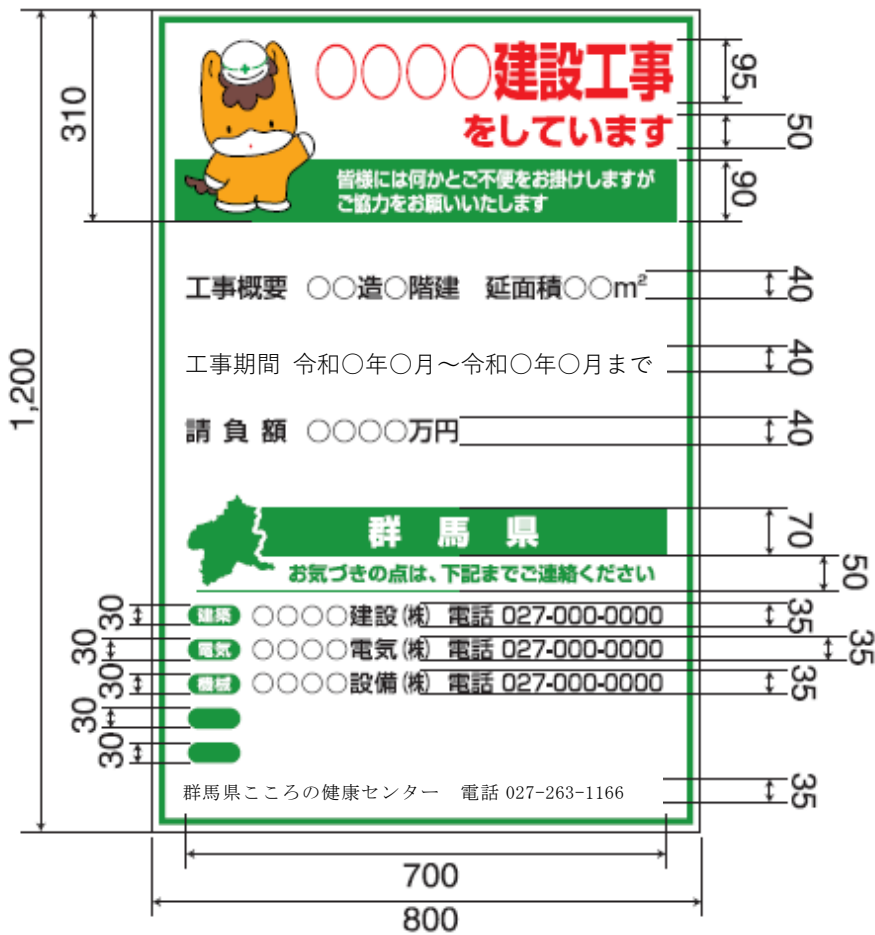
22 中間検査 1) 本工事は中間施工検査の対象工事とする。ただし、配置技術者が当該年度を含み前年度、前々年度、知事・部長表彰を受けた技術者となる場合は、対象としないことがある。
2) 中間施工検査の実施は、「群馬県建設工事中間検査実施要領」に基づき当該工事の主要工程を考慮し検査員が検査日時を選定する。
3) 中間検査は、施工状況の確認を行うが給付の対象としない。
4) 当該工事の受注者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
(イ) 原則として契約関係書類、設計図書、施工計画書及び中間検査時点までの工事管理記録等を準備すること。
(ロ) 受注者は検査前に群馬県建設工事完成検査実施要領第4条（2）の検査に必要

~~号)に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うものとする。~~

- 29 石綿則第3条関係 建築物、工作物等の解体、破砕等を行う作業場には、石綿則第3条の規定により行った当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査を終了した年月日ならびに当該調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示すること。なお、掲示内容については監督員に確認すること。
- 30 提出書類の簡素化 本工事は「『工事書類簡素化要領』建築（営繕）工事編」（平成27年4月 群馬県県土整備部建築課）を適用するものとする。
- 31 週休2日促進工事 本工事は週休2日促進工事（受注者希望型）の対象である。週休2日促進工事については営繕工事における週休2日促進工事試行要領による。
- 32 小黑板情報電子化 工事写真の撮影時に電子小黑板を利用する場合は平成29年5月1日適用技術基準（電子小黑板を利用した写真撮影の運用開始について）による。
- 33 その他 1) 受注者は契約後、現地を十分に事前調査・確認のうえ施工すること。
2) 本工事は執務並行工事となるため、施設内の職員及び来庁者の安全確保には、特に配慮すること。
3) 施設関係者はもちろんのこと、近隣は住宅街であるため、搬入搬出等の運転の際には、歩行者の安全に十二分に注意すること。
4) 施設が指定する休工期（行事等により工事作業が行うことができない日）にあつては、工事関係者の敷地への出入りを一切行わないこと。
5) 本工事の施工にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に充分配慮すること。新型コロナに関する工事への影響は、その都度協議を行い、設計変更等で金額や工期を変更するものとする。

(別紙工事看板様式)

H1,200×W800【標準】



電子納品特記仕様書

(総則)

第1条

本特記仕様書は、標準仕様書を補足し、案件における明細や固有の技術的要求を定める図書である。このため、本特記仕様書に記載の事項については、これを優先させることとするが、記載なき事項については、標準仕様書を遵守すること。

(電子納品対象工事)

第2条

「群馬県電子納品ガイドライン」での「電子納品スケジュール」に基づき、当初設計金額が対象金額に該当する場合は、電子納品を行うこととする。

また、対象金額未満の場合でも、受注者が可能な場合、及び発注者が希望する場合は、電子納品を行うことが可能であるため、受発注者協議により電子納品を行うか決定することとする。

(電子成果品の作成)

第3条

成果品は、「群馬県電子納品ガイドライン」に基づいて作成することとする。

(電子成果品の提出)

第4条

成果品は、「群馬県電子納品ガイドライン」に基づいて作成した電子成果品を、電子媒体(CD-R)で2部提出する。

なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。

(電子成果品の確認)

第5条

成果品の提出の際には、国土交通省の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

営繕工事における週休2日促進工事【受注者希望型】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で実施する「週休2日促進工事（受注者希望型）」である。
- ~~2 本工事で週休2日（現場閉所）に取り組むには、分離発注工事である機械設備工事の受注者が週休2日（現場閉所）に取り組むことについて、合意することが必要である。~~
~~—— 分離発注工事の受注者が週休2日（現場閉所）に取り組むことの成否について、各受注者は工事着手前に監督員へ工事打合せ書等で報告するものとする。~~
~~—— なお、週休2日（現場閉所）に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は3～6項に規定する義務を負わない。~~
- 3 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を100%以上行ったと認められる状態をいう。なお、1週あたりの現場閉所は、原則として日曜日及び任意の1曜日とする。
 - (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
 - (5) 「4週8休以上」とは、対象期間内の週休2日の実施率が100%（4週8休）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日については、現場閉所日数に含めないものとする。
- 4 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は分離発注工事である機械設備工事の受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で「実施工程表」を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。

なお、監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 5 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

6 発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、次の各号の週休2日の実施率に応じた補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

（1）実施率100%（4週8休以上）

補正係数1.05

（2）実施率87.5%以上100%未満（4週7休以上4週8休未満）

補正係数1.03

（3）実施率75%以上87.5%未満（4週6休以上4週7休未満）

補正係数1.01

7 受注者は、工事完成日時時点で監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。また、本工事において、現場閉所が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。なお、週休2日促進工事を実施しない場合は、この限りでない。

8 週休2日の実施率は、次の式により算出する。

実施率（%）＝（週休2日の現場閉所（現場休息）を行った週数）÷（対象期間の週数）

9 現場条件により、週休日に作業を行い、振替休日を取得した場合は休日と認める。振替休日の取得方法は、月曜日から土曜日の場合は前週に取得、日曜日の場合は後週に取得することとする。